附置義務条例及び路外駐車場の届出　チェック

事業地（所在地）は、駐車場整備地区内であるか？

地区内

【建物の延床面積】

非特定用途（住宅等）：3,000 ㎡超えるもの

特定用途（店舗・病院等）：1,500 ㎡超えるもの

※用途の詳細については駐車場法を確認。

未満

附置義務条例には該当しないため届出は不要。

超えるもの

附置義務条例に該当するため、条例に従って駐車施設の設置及び届出が必要。

※詳細については附置義務条例概要を確認。

地区外

駐車の用に供する面積（駐車マスの合計面積）が 500 ㎡以上であり、

一般公共の用に供する駐車場か？

※月極駐車場等の利用者を特定する駐車場は該当しません。

該当

駐車場法第 11 条に該当。

駐車料金は有料であり、都市計画区域内（市内全域対象）の施工か？

有料

駐車場法第 12 条の届出が必要。

また、バリアフリー新法にも該当するため、合わせて届出が必要。

無料

駐車場法第 12 条の届出は不要

だが、駐車場法 11 条には該当するため、駐車場法に従い駐車施設の設置が必要。

非該当

附置義務条例には該当しないため届出は不要。